

惠庭市学校教育基本方針

平成 2 4 年 4 月

惠庭市教育委員会

はじめに

今日、科学技術の進歩、高度情報化、国際化、少子高齢化など、社会は大きく変化しておりますが、どの時代においても、未来を切り拓いていく原動力となるのは、人であり知恵であります。

我が国の教育においては、平成 18 年、教育基本法が改正され、これまでの教育理念とともに教育の今日的な目標が規定されました。学校教育においては、「生きる力」を育む観点から学習指導要領が改訂され、小学校においては平成 23 年度から中学校においては平成 24 年度から新しい教育課程による教育活動が全面実施されるところであります。

おりしも、平成 23 年 3 月には、東日本大震災が発生しました。被災地域の復旧・復興ひいては我が国全体の今後の発展をめざすためには、次代を担う子どもや若者が希望を持ち、未来に向かって前進していくことのできる持続可能な社会の構築に向けた「未来への投資」が何よりも求められています。

恵庭市教育委員会では、このような社会の変化や本市の児童生徒数の推移、さらには学校教育が直面している様々な課題を踏まえ、これからの学校教育の将来展望を示すため、「恵庭市学校教育基本方針」を策定することとしました。

この学校教育基本方針は、恵庭市第 4 期総合計画を受け、恵庭市の教育理念とめざす子ども像を学校教育ビジョンとし、その実現に向けた施策を学校教育環境整備方針及び教育推進プログラムとして設定し、それらを包括するものとして策定しました。

この基本方針の策定にあたっては、「恵庭市学校教育あり方検討会議」の委員の皆様をはじめ、市民、関係機関や団体の皆様から貴重なご意見やご提言を頂いたことに心から感謝申し上げます。

今後の学校教育基本方針の理念である「ふるさとに生き 夢と志をいただき心豊かに たくましく伸びる子どもの育成」に向け、市議会はじめ関係機関、市民の皆様のご理解とご支援をお願いするものです。

平成 24 年 4 月

恵庭市教育委員会教育長 穂積 邦彦

目 次

はじめに	1
目 次	2

恵庭市学校教育基本方針

目 的	4
構 成	4
恵庭市学校教育基本方針体系図	5
設定期間	6
児童生徒数の推計	6

第1編 学 校 教 育 ビ ジ ョ ン

目 的	7
構 成	7
教育理念	8
めざす子ども像	9
1 .「ふるさとに学び、ふるさとに生きる子ども」	9
2 .「夢と志をいだき、自ら進んで学ぶ子ども」	9
3 .「優しい心を持ち、共に生きる子ども」	9
4 .「たくましい心と体で、生き生きと活動する子ども」	10
学校教育ビジョン体系図	11
家庭・学校・地域の役割と連携	12

第2編 学 校 教 育 環 境 整 備 方 針

学校適正配置	13
1 . 小中学校の適正規模	13
2 . 小中学校の適正配置	14
特認校制度	15
1 . 特認校の設置	15
小中学校における一貫した教育	16
1 . 小学校と中学校の連携・接続	16
2 . 教育課程の編成	16
3 . 教師や児童生徒間の交流	16
特別支援教育	17
1 . 特別支援学級に在籍する子どもへの支援	17

2 . 通常の学級に在籍する特別な教育支援を必要とする子どもへの支援	17
3 . 特別支援学校へ就学する子どもへの支援	17
4 . 専門的組織や機関との連携	17
学校選択制	18
1 . 学校選択制	18
学校施設整備	19
1 . 学校施設整備の進め方	19
2 . 学校施設整備の考え方	19
3 . 学校施設整備にあたっての配慮事項	19

第3編 教育推進プログラム

目的	21	
構成	21	
教育推進プログラム	22	
目標	ふるさとのよさを知り、ふるさとから学び ふるさとに生きる子どもの育成	22
目標	未来に向け夢や目標を大きく持ち、進んで学び、 自ら道を切り拓く子どもの育成	23
目標	自立と共生の理念にも基づく、豊かな人間や 社会性を持った子どもの育成	25
目標	たくましく、健康な心身をもち、 生き生きと活動する子どもの育成	26

恵庭市学校教育基本方針

目 的

今日、社会情勢や時代の潮流、学校教育の制度改正、恵庭市の児童生徒数の推移や学校教育が直面している様々な課題がある中、恵庭市学校教育あり方検討会議による答申を踏まえ、今後の学校教育の進むべき方向性を明らかにする指針として「恵庭市学校教育基本方針」を策定しました。

構 成

「恵庭市学校教育基本方針」は、「学校教育ビジョン」及び「学校教育環境整備方針」、「教育推進プログラム」で構成しています。

1 . 「学校教育ビジョン」

子どもたちの健全な成長と発達を支えるために、15～20年先を見据えた恵庭市の教育理念とめざす子ども像を示しています。

2 . 「学校教育環境整備方針」

教育理念の実現に向けた学校教育環境整備についての方向性を個別課題ごとに示しています。

3 . 「教育推進プログラム」

教育理念に基づき、めざす子ども像の実現に向けた四つの視点についての主要な教育推進プログラムを示しています。

恵庭市学校教育基本方針体系図

恵庭市学校教育基本方針

学校教育ビジョン

教育理念

ふるさに生き 夢と志をいだき
心豊かに たくましく伸びる 子どもの育成

めざす子ども像

ふるさと

ふるさに学び、
ふるさに生きる子ども

知育

夢と志をいだき、
自ら進んで学ぶ
子ども

徳育

優しい心を持ち、
共に生きる
子ども

体育

たくましい心と体で、
生き生きと活動する
子ども

学校教育環境整備方針

● 個別課題

- | | |
|----------------------|----------|
| ○ 学校適正配置 | ○ 特別支援教育 |
| ○ 特認校制度 | ○ 学校選択制 |
| ○ 小中学校における
一貫した教育 | ○ 学校施設整備 |

教育推進プログラム

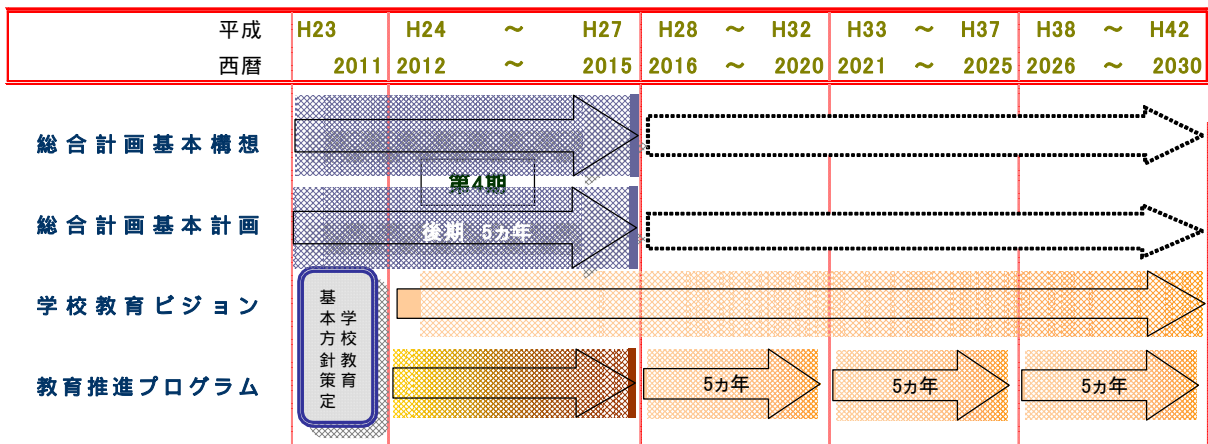
● 四つの視点についての主要施策

- 現状と課題
- 施策の方向
- 主な事業

設定期間

設定期間は、次のとおりです。

1. 「学校教育ビジョン」は子どもの健全な成長を図るため、15～20年先を目安に設定します。
2. 「学校教育環境整備方針」は、今後の推移を見据えながら個別課題ごとに設定します。
3. 「教育推進プログラム」は、総合計画基本計画に準じ、5年を計画期間とし、年度ごとに評価・改善を行い推進します。



児童生徒数の推計

児童生徒数の将来推計は、次のとおりで、今後20年間、児童生徒数は、小中学校とも漸減傾向が予測されます。

(人)

年 度	23	27	32	37	42
小学校	3,961	3,753	3,503	3,424	3,220
中学校	2,135	1,993	1,857	1,752	1,694

平成 22 年度恵庭市児童生徒数の推計結果に基づく

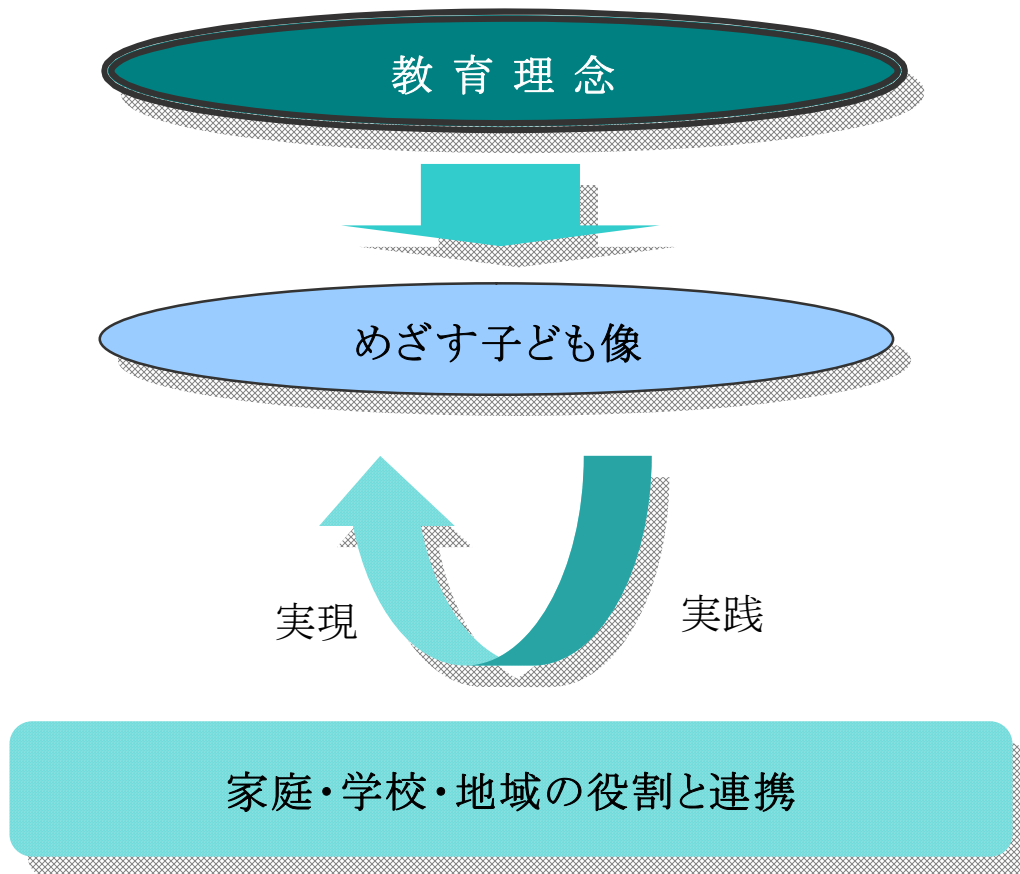
第1編 学校教育ビジョン

目的

学校教育ビジョンは、子どもたちの健全な成長と発達を願い、恵庭市の学校教育を進める上での基盤とするものであり、15～20年先を見据えて、恵庭市の教育理念及びめざす子ども像として示すものです。

構成

「教育理念」及び教育理念に基づく「めざす子ども像」、学校教育ビジョンを実現するための「家庭・学校・地域の役割と連携」で構成しています。



教育理念

今日の少子高齢化、高度情報化、国際化や価値観の多様化する社会において、自ら課題を見出し解決する力や他者、社会、自然等と共に生きる力、そして生涯にわたって学び続ける力を子どもたちに育成することが求められています。

また、ふるさとで育ち、ふるさとで学び、ふるさとの誇りと自信をもち、ふるさとを拠りどころとし、北海道の大地で未来に向かい恵庭市をはじめ国内外の様々な場面で活躍する子どもの育成が求められています。

恵庭市教育委員会では、これからの恵庭市における学校教育の推進をめざし、「ふるさと」である恵庭をはじめ北海道や我が国を愛する心を基盤とした「知育」「徳育」「体育」を学校教育の中核とし、教育の基本理念を次のとおり定めました。

**ふるさとに生き 夢と志をいただき 心豊かに
たくましく伸びる 子どもの育成**

めざす子ども像

教育理念を構成する要素（ふるさと、知育、徳育、体育）から、これからのふるさとを担う人材の育成について、めざす子ども像及び子ども像を実現する上での課題と目標として次の様に設定します。

1. ふるさとに学び、ふるさとに生きる子ども

課題

子どもたちは、ふるさとで生まれ、育ち、学びます。ふるさとを生涯にわたって心の拠りどころとし、よりよい社会の実現をめざす人材の育成が学校に求められています。

目標

ふるさとのよさを知り、ふるさとから学び、ふるさとに生きる子どもの育成をめざします。

2. 夢と志をいただき、自ら進んで学ぶ子ども

課題

知識基盤社会の時代において、自ら課題を見つけ、自ら学び、よりよく問題を解決する資質や能力等の「学ぶ力」の育成を図っていくことが学校教育に求められています。

目標

未来に向け夢や目標を大きく持ち、進んで学び、自らの道を切り拓く子どもの育成をめざします。

3. 優しい心を持ち、共に生きる子ども

課題

いじめ・不登校等や体験不足など、子どもをとりまく環境は大きく変化してきています。これからの社会では、調和のとれた豊かな人間性や社会性の育成が学校教育に求められています。

目標

自立と共生の理念に基づき、豊かな人間性や社会性を持った子どもの育成をめざします。

4 . たくましい心と体で、生き生きと活動する子ども

課題

子どもたちの体力や運動能力の低下が指摘されるなど健康に関する様々な課題が生まれてきています。心身の健康に関心を持ち、進んで体力や健康の増進を図る子どもを育成することが、学校教育に求められています。

目標

たくましく、健康な心身を持ち、生き生きと活動する子どもの育成をめざします。

学校教育ビジョン

ふるさとに生き 夢と志をいただき
心豊かに たくましく伸びる 子どもの育成

知

夢と志をいただき、
自ら進んで学ぶ子ども

課題 知識基盤社会の時代において、自ら課題を見つけ、自ら学び、よりよく問題を解決する資質や能力等の「学ぶ力」の育成を図っていくことが、学校教育に求められています。

目標 未来に向け夢や目標を大きく持ち、進んで学び、自らの道を切り拓く子どもの育成をめざします。

ふるさと

ふるさとに学び、
ふるさとに生きる子ども

課題 子どもたちは、ふるさとで生まれ、育ち、学びます。ふるさとを生涯にわたって心の拠りどころとし、よりよい社会の実現を目指す人材の育成が学校教育に求められています。

目標 ふるさとのよさを知り、ふるさとから学び、ふるさとに生きる子どもの育成をめざします。

徳

優しい心を持ち、
共に生きる子ども

課題 いじめ・不登校等や体験不足など、子どもをとりまく環境は大きく変化してきています。これからの社会では、調和のとれた豊かな人間性や社会性の育成が学校教育に求められています。

目標 自立と共生の理念に基づき、豊かな人間性や社会性を持った子どもの育成をめざします。

体

たくましい心と体で、
生き生きと活動する子ども

課題 子どもたちの体力や運動能力の低下が指摘されるなど健康に関する様々な課題が生まれてきています。心身の健康に関心を持ち、進んで体力や健康の増進を図る子どもを育成することが、学校教育に求められています。

目標 たくましく、健康な心身を持ち、生き生きと活動する子どもの育成をめざします。

家庭・学校・地域の役割と連携

「めざす子ども像」の実現に向けて、子どもたちの健全な成長と発達には、学校とともに、子どもたちの生活の基盤となる家庭や地域の果たす役割が重要です。家庭・学校・地域はそれぞれの役割を発揮するとともに、緊密な連携を図りながら実践していきます。

<p>家庭の役割</p>	<p>子どもの心身の健全な成長を図ること。 「早寝・早起き・朝ごはん」等、基本的な生活習慣を身に付けさせること。 善悪の判断や礼儀・挨拶等、人とのかかわりの基本を身に付けさせること。 自分自身で主体的に生きていこうとする態度を育てること。 両親や祖父母、兄弟姉妹など家族の愛情や家庭の温かさを味わわせること。 学校行事や PTA・地域活動に積極的に参加したり協力すること。</p>
<p>学校の役割</p>	<p>基礎的基本的な学力や自ら学ぼうとする力を育成すること。 自らを律し、他を思いやる心や感動する心など豊かな心を育成すること。 たくましく生きるための健康や体力を育成すること。 地域に開かれ、地域に根ざした教育活動を推進すること。 信頼される学校づくりに努めること。 マネジメントサイクルを生かした学校経営の改善に努めること。</p>
<p>地域の役割</p>	<p>ふるさとのよさを味わう体験活動や地域活動を推進すること。 子どもが参加できる地域活動を推進すること。 子どもに地域社会のルールやマナーを身につけさせること。 子どもにとって安心安全なまちづくりを推進すること。 学校教育や PTA 活動を支援すること。 青少年の健全育成に努めること。</p>

第 2 編 学校教育環境整備方針

学校教育ビジョンの実現に向け、学校適正配置など学校教育環境の整備について、個別課題ごとに、その方針を次のように決めました。

学校適正配置

1. 小中学校の適正規模

学校の教育活動については、教育課程や指導体制が主として学年単位に編制実施されていることなどから、恵庭市における学校の適正規模については、学年における学級数を基本とします。

□ 恵庭市における学校の適正規模

学校種	恵庭市における学校の適正規模
小学校	おおむね 1 学年 2～4 学級とします。
中学校	おおむね 1 学年 2～6 学級とします。

□ 適正規模を上回る場合、下回る場合

適正規模を上回る場合	適正規模を下回る場合
校舎の増改築、通学区域の変更等により、適切な教育環境の整備に努めます。	統合や通学区域の変更等により、適切な教育環境の整備に努めます。

なお、学校が適正規模に適合しない場合は、機械的に対応することなく、学校の教育環境の特色やメリットを生かした教育が推進されるよう配慮します。

2 . 小中学校の適正配置

現在、恵庭市における小中学校はそれぞれ、学校の歴史や地域性、保護者のニーズ、まちづくり計画との関係の中で適正に配置されていますので、今後もこの配置を継続します。

特認校制度

1. 特認校の設置

松恵小学校は、自然環境に恵まれ、豊かな人間性を育み、心身の健康増進を図り、体力づくりをめざすとともに、少人数の特性を生かした学級編制を行うなどの教育活動に成果があること、また、保護者の関心や就学希望が高まっていること、更には、松恵地区における学校存続の趣旨も踏まえ、引き続き特認校として認定することとします。

小中学校における一貫した教育

1. 小学校と中学校の連携・接続

義務教育9カ年の教育内容を見通し、小中学校間の接続や連携を重視した教育の推進に努めます。なお、実施にあたっては、中学校区単位に小中学校間の接続や連携について改善を図ります。

2. 教育課程の編成

教育課程について、小中学校間全体計画の交流を図ります。

道徳や生徒指導について、系統的な指導に努めます。

総合的な学習の時間や外国語活動と英語教育等、指導計画や実践の交流を進め、授業の改善を図ります。

3. 教師や児童生徒間の交流

小中学校間で、授業における教員の相互乗り入れ等、指導の交流に努めます。

児童による中学校への参観や体験の機会を拡充します。

特別支援教育

1. 特別支援学級に在籍する子どもへの支援

障がいのある子どもも健常な子どもも地域の子どもは地域で育てるなどのノーマライゼーションの理念に基づき、特別支援学級をすべての小中学校に開設するよう取り進めます。

特別支援学級における教育の推進に当たっては、特別支援学級補助員の確保を継続するとともに、教材教具等の教育環境の整備に努めます。

2. 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子どもへの支援

学習や学校生活の支援体制を充実させるため、特別支援教育学校補助員の確保を継続して進めます。

学習障害・注意欠陥多動性障害など発達障がいのある子どもへの教育支援のため、子どもの実態や保護者のニーズを的確に把握し、通級指導教室の開設など、支援の方策について検討します。

言語障がいのある子どもへの教育的支援のため、「ことばの教室」の開設や訪問指導等を継続して進めます。

3. 特別支援学校へ就学する子どもへの支援

特別支援学校へ就学する子どもへの通学手段の確保など、支援を進めます。

4. 専門的組織や機関との連携

特別支援教育推進サポートチーム、就学指導委員会、特別支援教育コーディネーター連絡会等と連携を図り、障がいのある子どもの特性や困難に応じた就学や支援を推進します。

学校選択制

1. 学校選択制

学校選択制については、次の視点から現時点においては導入しないこととします。

地域の子どもは地域で育てる。

地域に根ざした学校づくりを推進する。

児童生徒推計値等を参考に計画的な学校運営を推進する。

学校施設整備

1. 学校施設整備の進め方

学校施設整備は、学校適正配置の考え方を踏まえたものとし、第4期総合計画の後期基本計画との整合性を図りながら、計画的に進めます。

なお、第4期総合計画の期間を超える施設整備については、次期総合計画の中に位置付けて、実施していきます。

2. 学校施設整備の考え方

大規模改修

多くの学校施設が建設より40年以上を経過しており、各学校の経過年数及び改修履歴、老朽化や機能低下の現状を勘案し、計画的に整備を進めます。

改築

耐用年数が60年を経過する施設は、改修履歴や老朽化の現状及び今後の改修コスト、地域の児童生徒数の推移等を勘案し、改築の必要性について検討を行いません。

新築・増築

児童生徒数の増加に伴い、良好な教育環境の整備を図る必要が生じた場合は、様々な観点から新築・増築について検討を行います。

その他の教育環境整備

トイレ改修及び屋根改修など緊急を要する教育環境整備については、別途、計画的に実施します。

3. 学校施設整備にあたっての配慮事項

多様な教育活動に対応できるよう、レイアウトフリーな空間づくりに努めます。

特別支援教育の推進に資するよう努めます。

環境に配慮した自然エネルギーの活用に努めます。

ユニバーサルデザインの視点を取り入れるよう努めます。

災害時における地域の収容避難所として、防災機能の充実に努めます。

地域のニーズにも可能な限り対応できる施設づくりに努めます。

第3編 教育推進プログラム

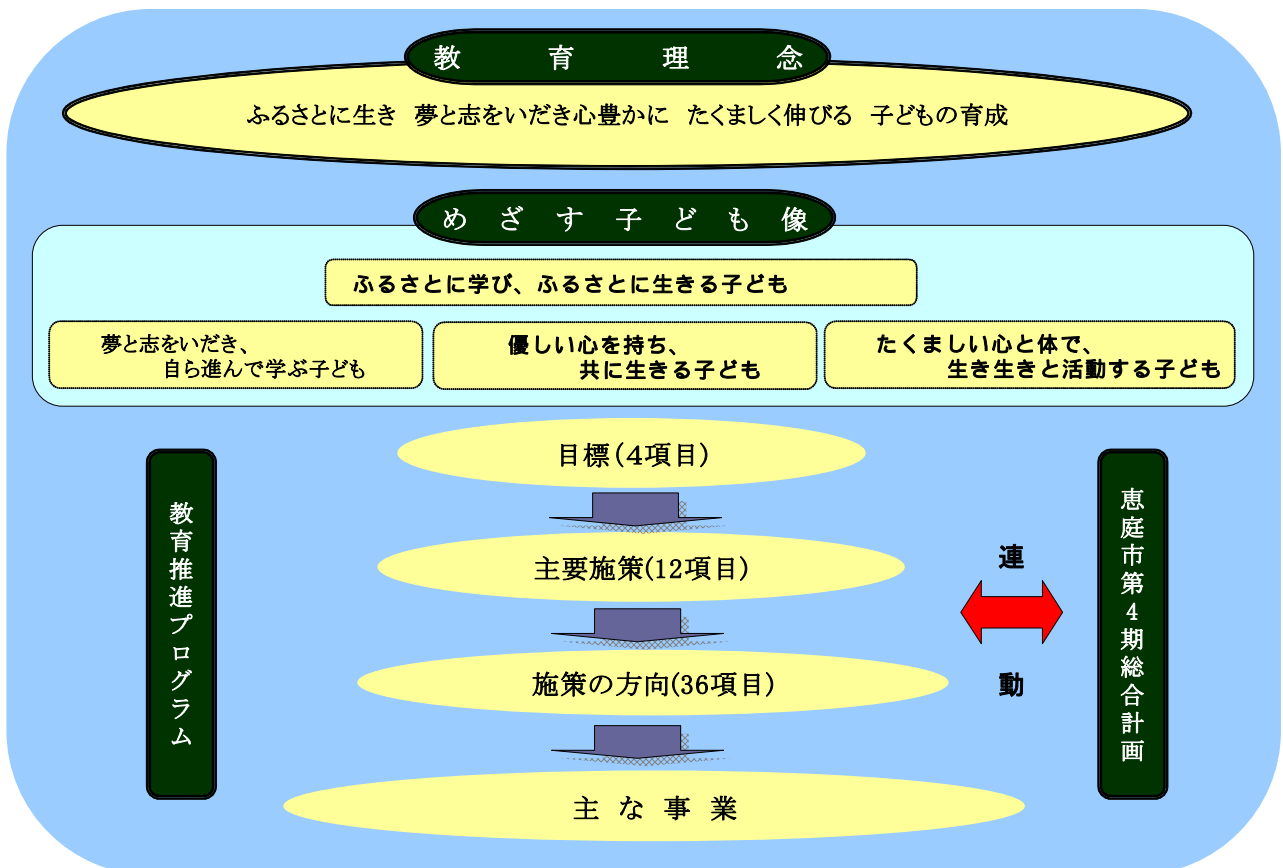
目的

「教育推進プログラム」は、「学校教育ビジョン」の実現に向け、平成24年度から平成27年度までに実施する主要施策です。

その主な事業とその工程表は別途策定することとし、実施にあたっては年度ごとに評価を行い、改善していきます。

構成

教育推進プログラムは、「学校教育ビジョン」で示されためざす子ども像の実現に向けた「目標」を受け、「主要施策」「施策の方向」「主な事業」で構成しています。



教育推進プログラム

目 標 ふるさとのよさを知り、ふるさとから学び、
ふるさとに生きる子どもの育成

主要施策 - A 「ふるさと」の理念を生かした特色ある学校づくりの推進

現状と課題

「ふるさと教育」の推進に当たっては、各学校の経営方針に「ふるさと教育」の推進を位置づけ、教育課程や指導計画への具現化を図り、教育活動全体を通じて行うことが大切です。また、「ふるさと教育」を推進する教師の資質向上や子どもたちの「ふるさと」への興味関心を高める活動が必要となります。

施策の方向

- 1 「ふるさと教育」を推進する学校経営の確立。
- 2 「ふるさと教育」コーディネーターの選任と「ふるさと教育」研修事業の推進。
- 3 地域との連携を図った「ふるさと教育」の推進。



主 な 事 業

主要施策 - B ふるさとのよさを知り、ふるさとから学ぶ教育環境の充実

現状と課題

「ふるさと教育」の推進に当たっては、外部講師や学習ボランティア等、地域の人々の支援体制が必要となります。また、ふるさとの自然や歴史など、子どもたちが体系的に学ぶことができる、ふるさとのひと・もの・ことの教材化やふるさと文化を継承発展できる学習環境の整備や充実が重要です。

施策の方向

- 1 「ふるさと教育」を支援する人材の発掘と活用。
- 2 地域の遺跡・施設等の教材化と活用。
- 3 ふるさと文化の学びと継承・発展。



主 な 事 業

主要施策 - C ふるさとに生きる子どもの育成をめざした地域づくり

現状と課題

「ふるさと教育」の推進に当たっては、学校と家庭や地域社会との連携が重要です。地域は学校を支え、学校は地域の声をしっかり受止め地域に根差した学校経営の充実を図ることが大切です。また、子どもたちの「ふるさと意識」を培うため、学校と家庭・地域社会との連携による世代間交流や青少年育成などの地域活動が求められています。

施策の方向

- 1 地域住民の学校運営への参画の推進。
- 2 地域と学校が一体となった教育活動の推進。
- 3 地域や企業の青少年育成活動への啓発や支援。

主な事業

目標 未来に向け夢や目標を大きく持ち、進んで学び、
自らの道を切り拓く子どもの育成

主要施策 - A 学ぶ意欲を高め、確かな学力の向上を図る教育活動の推進

現状と課題

子どもの学力向上を図るためには、学力の実態を把握するとともに、指導方法や指導内容の改善を進めることが重要です。とりわけ、言語活動を中心としたコミュニケーション能力を育む教育の推進は今日的課題です。また、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実が強く求められています。

施策の方向

- 1 学力・学習状況の実態把握と学力向上プランの作成・推進。
- 2 言語力の向上と豊かな人間関係を築くコミュニケーション能力の育成。
- 3 障がいのある子どもへの教育的ニーズに応じた支援の充実。

主な事業

主要施策 - B 教師の資質能力の向上と地域・保護者による学校教育への支援

現状と課題

子どもの生きる力を育むためには、教師の資質能力の向上を図ることが大切です。また、開かれた学校づくりを進めるとともに、地域社会による学校教育への支援を充実することが、生きる力を育む基盤となります。

施策の方向

- 1 教師の資質能力の向上を図る研修活動の充実。
- 2 地域人材の活用による学校ボランティアの推進。
- 3 地域や保護者への積極的な情報の発信。



主な事業

主要施策 - C これからの社会を担い、新しい時代を築く力の育成

現状と課題

これからの時代を担う子どもたちには、いつの時代にあっても求められるみずみずしい感性や豊かな想像力を育むことが必要です。また、科学技術やICTの発展に対応するため理数科に対する興味・関心や能力を高めるとともに、確かな情報活用能力や情報モラルを育成することが重要です。

施策の方向

- 1 感性や想像力を生かした表現活動の充実。
- 2 理数科への興味・関心を高める事業の推進。
- 3 情報モラルや情報活用能力の向上をめざした情報教育の充実。



主な事業

目 標 自立と共生の理念に基づき、豊かな人間性や社会性を持った子どもの育成

主要施策 - A いじめや生活の実態把握といじめ根絶運動

現状と課題

道内ではいじめの問題等の課題が依然として指摘されており、本市においても同様の傾向にあります。いじめの未然防止に努めるとともに、子どもの状況を的確に把握し、早期発見、早期対応に努めることや、子どもたちが自ら問題を解決出来る力を育むことが求められています。

施策の方向

- 1 子どもの生活やいじめの実態把握と課題の早期解決。
- 2 校内指導体制の充実と教師の生徒指導力の向上。
- 3 子どもが自ら考え進んで解決する活動支援。



主 な 事 業

主要施策 - B 豊かな心を育む教育の推進

現状と課題

子どもたちについては、生命尊重の精神や自尊感情の乏しさ等、心の活力が弱まっているとの指摘がなされており、本市においても道徳心が薄れてきているとの指摘があります。また、東日本大震災を通して人の強さや優しさ、人との絆の大切さが改めて深く認識されました。こうしたことから、道徳教育を一層充実する必要があり、読書活動や体験活動をはじめ、様々な活動を通して、子どもたちに豊かな心を育むことが求められています。

施策の方向

- 1 心に響く道徳教育の推進。
- 2 学校や家庭での読書活動の推進。
- 3 心を育む体験活動の充実。



主 な 事 業

主要施策 - C 不登校、引きこもり等、生徒指導や教育相談体制の充実

現状と課題

道内では、小中学生の約1%が不登校の状態にあり、本市においても、その割合は同程度となっています。不登校児童生徒の学校への復帰支援や社会性を育むことが求められています。

施策の方向

- 1 保護者や児童生徒への相談体制の充実。
- 2 不登校・引きこもりの子どもたちへの学校復帰や適切な人間関係を構築する力・豊かな社会性を育むことへの支援。
- 3 関係機関とのネットワークの構築。

主な事業

目 標 たくましく、健康な心身をもち、 生き生きと活動する子どもの育成

主要施策 - A 体力・運動能力の向上と運動習慣の確立

現状と課題

体力・運動能力は、いつの時代にあっても生きる力の基盤であります。日ごろから運動に親しみ、体力・運動能力をしっかりと身につけた子どもを育成することは重要な課題です。

施策の方向

- 1 子どもの体力・運動能力の実態把握及びその向上。
- 2 学校や家庭でスポーツに親しむための運動習慣づくり。
- 3 豊かなスポーツライフをめざした活動の推進と支援。

主な事業

主要施策 - B 自らの健康を保持・増進する健康教育の推進

現状と課題

社会環境や生活様式の変化に伴い、生活習慣や食生活の乱れが指摘されるなど子どもたちの心身の成長に様々な課題が生じています。発育・発達の著しい学齢期には、生涯を通じて心身ともに様々な影響を受ける時期であり、自らの健康を保持・増進する健康教育を推進することが重要です。

施策の方向

- 1 飲酒、喫煙、薬物乱用防止教育などの充実。
- 2 安全安心な学校給食の充実と栄養教諭を中心とした食育の推進。
- 3 家庭の教育力の向上と子どもの生活習慣の改善。

主な事業

主要施策 - C 安全教育の充実と安全安心な地域づくりの推進

現状と課題

登下校時や放課後などにおいては、子どもたちの事件や事故につながる事案が社会問題化しており、本市においても不審者による声かけ事案やネットトラブルの増加など憂慮すべき状況が見られます。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災に対する日ごろの備えが必要です。子どもたちが自ら安全に生活できる力を育てることや安全安心な地域づくりをはじめとする環境づくりや防災教育を進めることが求められています。

施策の方向

- 1 子どもたちが自ら危険を予測し、回避する能力の育成。
- 2 地域との連携による安全安心な地域づくり。
- 3 フィルタリングの利用促進と関係機関と連携を図った有害情報への対応。

主な事業